

令和 4 年12月

新川広域圏事務組合議会12月定例会会議録

令和 4 年12月26日 開会

令和 4 年12月26日 閉会

新川広域圏事務組合

令和4年12月26日 魚津市役所 第1委員会室において開く

議事日程

- 第1 仮議席の指定
- 第2 議長選挙
- 第3 議席の指定
- 第4 会議録署名議員の指名
- 第5 会期の決定
- 第6 議案第10号から議案第12号について
(理事長提案理由説明)
- 第7 組合事務一般並びに提出案件に対する質問、質疑
- 第8 議案第12号について
(採決)
- 第9 議案第10号及び議案第11号について
(総務広域常任委員長報告、質疑、討論、採決)
- 第10 議会運営委員会及び常任委員会の閉会中の継続審査

本日の出席議員 (13人)

1番	久保田 満宏 君	2番	林 久嗣 君
3番	浜田 泰友 君	4番	中瀬 淑美 君
5番	中野 得雄 君	6番	柳田 守 君
7番	中村 裕一 君	8番	木島 信秋 君
9番	野島 浩 君	10番	松澤 孝浩 君
11番	元島 正隆 君	12番	加藤 好進 君
13番	西岡 良則 君		

説明のため出席した者

理事長	村 椿	晃 君	副理事長	武 隈	義 一 君
副理事長	笹 島	春 人 君	副理事長	笹 原	靖 直 君
会計管理者	木 村	勝 君	事務局長	森 田	薫 君
総務課長	立 野	宏 君	業務課長	尾 山	茂 君
エコぼ〜と 所 長	松 野	龍 一 君	宮沢清掃センター兼クリーンぼ〜と 所 長	飛 島	力 君

職務のため出席した者

魚津市企画部次長・企画政策課長	浦 田	誠 君
黒部市総務管理部理事・企画情報課長	林	茂 行 君
入善町企画財政課長代理・管財係長	上 田	久 志 君
朝日町企画財政課長代理・企画係長	坂 藤	未 知 祐 君
総 務 課 総 務 係 長	水 島	真 人 君
総 務 課 主 査	島	司 君

午前10時00分 開会

「開会宣告」

○副議長（野島浩君） 本日、12月定例会が招集されましたところ、ただいま出席議員は、12名であります。

これより、令和4年新川広域圏事務組合議会12月定例会を開会いたします。

現在、議長は不在となっておりますので、副議長の私が議長の職務を行います。

本定例会における議案説明のための出席者は、理事長、副理事長、会計管理者、事務局長その他関係課長等であります。

ご報告いたします。林久嗣君より所用により若干遅れるとの報告がありました。

「議事日程報告」

○副議長（野島浩君） これより会議を開きます。

本日の日程はお手元に配付した日程表のとおりであります。

「仮議席の指定」

○副議長（野島浩君） 日程第1 仮議席の指定を行います。

先に行われた朝日町議会、黒部市議会での組合議会議員選挙の結果、新たに選出されました議員の議席は、会議規則第4条第1項の規定により、加藤好進君は12番、西岡良則君は13番、中野得雄君は5番、柳田守君は6番、中村裕一君は7番、木島信秋君は8番をそれぞれ指定いたします。

「議長選挙」

○副議長（野島浩君） 日程第2 議長の選挙を行います。

お諮りいたします。この選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（野島浩君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、本職より指名することにいたしたいと思

いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（野島浩君） ご異議なしと認めます。

よって、本職より指名することに決定いたしました。

議長に、中村裕一君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました、中村裕一君を議長の当選人と決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（野島浩君） ご異議なしと認めます。

ただいま指名いたしました中村裕一君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました中村裕一君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により当選された旨、告知をいたします。

議長に当選されました中村裕一議員からごあいさつがあります。

○議長（中村裕一君） ただいま議長に推選されました、黒部市議会の中村裕一でございます。今後しっかりとやっていきたいと思っておりますので、皆様方、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

○副議長（野島浩君） ここで私の役目が終わりましたので、新しい議長と交替をいたします。どうもご協力ありがとうございました。

「議席の指定」

○議長（中村裕一君） 日程第3 議席の指定を行います。

このたび、朝日町議会より選出されました、加藤好進君、西岡良則君、黒部市議会より選出されました、中野得雄君、柳田守君、中村裕一、木島信秋君の議席は、先ほど副議長において指定されました仮議席を議席といたします。

「会議録署名議員の指名」

○議長（中村裕一君） 日程第4 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより議長において、5番 中野得雄君、12番 加藤好進君の両名を指名いたします。

「会期の決定」

○議長（中村裕一君） 日程第5 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を本日一日と定めたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村裕一君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日一日と決定いたしました。

「議案第10号から議案第12号について」

○議長（中村裕一君） 日程第6 本会議に付議されております議案第10号から議案第12号を一括議題といたします。

「提案理由説明」

○議長（中村裕一君） 提案者の説明を求めます。

理事長 村椿 晃君。

○理事長（村椿 晃君） 本日ここに、令和4年新川広域圏事務組合議会12月定例会が開催されるにあたり、本年の主要事業の経過について申し上げますとともに、今議会に提案いたしました議案について、その概要をご説明申し上げます。

はじめに10月19日に、新川地域SDGs推進セミナーを新川文化ホールで開催いたしました。

セミナーでは、富山県知事政策局成長戦略室の森本典子さんより「富山県のSDGsの取組み」という題目で基調講演をいただいた後、県内企業から、積極的にSDGsに取り組まれているハリタ金属株式会社さん、株式会社トヨックスさん、にいかわ信用金庫さんに取り組事例を発表していただきました。来場者数は約60名ほどでしたが、インターネットを通じたユーチューブライブ配信では260回を超える視聴回数がありました。

また、視聴機会を確保する目的で、ケーブルテレビのNICE TVで、12月18日から12月24日までセミナーの様態を放送していただき、みらーれテレビさんでは、今月29日まで放送していただく予定であります。

新型コロナ禍のいろいろな制限がある中で、SDGs推進セミナーは今回で3回目の開催となります。開催を重ねるにつれ、ご参加された皆様方の認知や理解が深まっていると

感じ、多少なりとも新川地域におけるSDGsの普及・啓発へ寄与できたものと考えております。

次に、エコぼ〜と基幹的設備改良延命化計画について申し上げます。

燃やせるごみの焼却施設であるエコぼ〜とは、稼働から20年余りが経過しており老朽化が著しい状態であることから、基幹的設備の改修が必要となっております。

今年度は、施設の状態を正確に把握するために精密機能検査業務を実施し、その結果を踏まえて、設備の改良・修繕を総合的に鑑みた「長寿命化総合計画」を作成する予定であります。現在は、精密機能検査の中間報告を受け、施設の改修内容を精査しているところであります。今後、精密機能検査の最終報告を受け、長寿命化総合計画で新設との比較検討なども含めて総合的に評価を行い、今年度中には基幹的設備改良延命化工事の計画内容を明確化したいと考えております。

いずれにしましても、多額の費用を要し、今後の新川地域のごみ処理に関する重大な事案であります。中長期的な財政負担の軽減も鑑みながら安定したごみ処理を第一として、熟慮を重ねて慎重な判断のもと、実施して参りたいと考えております。

次に、電気料金の値上げについて申し上げます。

今年度は、すでに、電気料単価のうち、再生エネルギー発電促進賦課金の他に燃料調整費単価が特に大きく値上がりしており、今議会の議案として提出した補正予算において、電気料単価の値上がり分を計上しております。また、12月14日に北陸電力は、来年4月から商業施設や工場向けの高圧・特別高圧の電力料金について23～24%値上げを行うと発表いたしました。

本組合の保有施設を稼働するには多大な電力が必要であり、電気料金の値上げは、直接、施設管理費に大きく影響を及ぼします。価格高騰の今後の動きは不透明で長期化も懸念される状況にあり、大変厳しい財政状況ではございますが、さらなる経費の削減などに努めて、その影響を最小限に抑えて参りたいと思います。

それでは、本定例会に提出いたしました議案について説明いたします。

議案第10号 令和4年度新川広域圏事務組合一般会計補正予算第1号は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,342万6千円増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ16億5,605万9千円といたしたいのであります。

今回の補正の主なものは、まず歳入については令和3年度繰越金5,293万3千円を計上しております。

歳出では人件費で人事院勧告による期末手当支給割合の引き上げなどにより122万7千円の増額、物件費では、主なものとして、電気料単価の上昇により組合3施設の光熱水費を合計4,400万円の増額、宮沢清掃センター粗大ごみ破碎機軸受補修で995万5千円の増額、指定ごみ袋の入札における製造単価の減により環境対策費を1,018万3千円の減額、クリーンぽ〜と受入室自動扉補修で220万円の増額とし、歳出合計4,342万6千円の増額といたしました。以上の財源として繰越金を充当し、分担金を950万7千円減額いたしております。

続きまして、債務負担行為の設定についてであります。

宮沢清掃センタービニプラ減容物処理業務委託など合せて7件について、新年度当初より業務を行わなければならないため、本年度中の契約締結が必要となりますので債務負担行為を設定いたしたいのであります。

次に、予算以外の議案について申し上げます。

条例関係の議案といたしまして、議案第11号、新川広域圏事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

人事院勧告に基づく職員の期末手当の支給月数を0.1ヶ月分引き上げ、並びに、初任給及び若年層の給料月額、改定率平均0.23%引き上げの改定を実施するため関係条例の一部を改正するものです。

続きまして、議案第12号 新川広域圏事務組合監査委員の選任につき同意を求めることについてであります。

議会選出の監査委員西岡良則氏が令和4年8月28日付をもって任期が満了したため、後任に朝日町宮崎1234番地、加藤好進氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

以上、本日提出しました議案の説明といたします。何卒慎重ご審議のうえ、議決をいただきますようお願い申し上げます。

「組合事務一般並びに提出案件に対する質問、質疑」

○議長（中村裕一君） 日程第7 組合事務一般並びに提出案件に対する質問、質疑を行います。

発言の通告を受けておりますので、発言を許可いたします。

3番 浜田泰友君。

○議員（浜田泰友君） おはようございます。

新川広域圏事務組合議会12月定例会にあたり、通告に従いまして2点の質問をいたします。

質問の1点目は、有害鳥獣焼却施設整備についてです。イノシシやシカなど野生動物による農作物の被害の拡大は、中山間地域を抱える新川広域圏において深刻な問題となっております。ハンターの皆さんからは捕獲した有害鳥獣の処分について、負担であるとの声が上がっているところです。以前の議会におきましても、焼却施設整備について質問をさせていただきました。村椿理事長からは他自治体の処理状況等を勉強させてもらいながら、検討を進めて行く旨のご答弁をいただいております。今回はエコぼ〜との基幹的設備改良延命化工事計画と併せて質問をさせていただきます。

1つ目、富山地区広域圏で整備されました有害鳥獣焼却施設エコロセンターについて、新川広域圏事務局で視察をされたとお聞きしました。まずは、施設の整備概要、事業費や処理実績等についてお聞かせください。

2つ目、新川広域圏において、有害鳥獣焼却施設は必要かどうか、その見解をお聞かせください。

3つ目、現在のエコぼ〜とでは、直接受入れの大きさの制限があります。成体のイノシシを丸ごと投入することは難しいとのことではありますが、今回のエコぼ〜との改修により、捕獲鳥獣の直接受入れが可能になるのかどうか。エコぼ〜とで対応ができるようになるのであれば、他の焼却施設をわざわざ整備する必要がなくなるわけなので、どのように考えておられるのか見解をお聞かせください。

質問の2点目は、剪定枝を活用したバイオマスボイラー整備についてであります。処分に困る剪定枝を資源として活用する取り組みが、八王子市で行われております。剪定樹木を燃料とする木質バイオマスボイラーを導入して地球温暖化対策を進めているそうです。現在エコぼ〜とから、らくち〜のへ熱供給を行っておりますが、エコぼ〜との停止期間は灯油を使用しての温めとなっております。エコぼ〜との改修により、灯油などの燃料費がどうなるのか、現在試算をされているところではあるでしょうが、この灯油使用量をなるべく減らしていかななくてはなりません。そこで、現在高騰している化石燃料の代替として、域内で発生する剪定枝を活用したバイオマスボイラーの導入を検討してはいかがでしょうか。見解をお聞かせください。

以上2点についてお答えください。よろしく申し上げます。

○議長（中村裕一君） 理事長 村椿 晃君。

○理事長（村椿 晃君） 浜田議員からのご質問。まず、有害鳥獣焼却施設整備に関するご質問にお答えいたします。富山地区広域圏のエコロセンターでの事業費や処理の実績に関してですが、富山地区広域圏の方では、令和4年7月にこのエコロセンターの供用開始をしておられるわけです。全体の事業費としては約4億5千万円。処理能力ですが、時間当たり90キログラム。一日当たり、500キログラム程度の処理ができる焼却炉を2基設置されているわけでありまして。処理実績について、試運転の期間も含めてですが、6月から9月の実績で搬入頭数は464頭、処理頭数は435頭とという実績であると伺っております。

2点目のご質問で、新川地区においての、こういった焼却施設の必要性について見解を述べよということであります。議員ご指摘のとおり、有害鳥獣の処理につきましては現在埋設、あるいは解体してからのエコぼ〜とへの持込みということで、関係の方々も労力的にも大変苦慮されているという現状を認識しております。従いまして、この地区におきましても、有害鳥獣対策をしっかりと進めていく上でも、何らかの処理方法が必要であるという思いはあるわけでありまして。このあとお答えもいたしますが、今回の基幹改良設備に合わせて、何か対策がとれないかということで、現在検討をしているという状況にあります。

3点目のエコぼ〜との改修後に、捕獲鳥獣を直接受け入れることが可能になるのかというご質問であります。以前からこういったお声も耳にして、今は精密機能検査の段階ですが、そういった可能性が無いかと、いろいろ検討をしているわけですが、今の時点で、例えば捕獲したイノシシとか大きな動物をそのまま炉に入れるということは、なかなか難しいというように聞いております。全員協議会でもご説明しましたが、基幹改良計画では、ごみを燃やす前に搬入してきたごみを細かく砕いて、燃焼効率を上げてやっていくというための破砕機を設置するという予定にしていますが、持ち込まれた鳥獣も同じ様に破砕機に入れるということになりますと、メーカーからは、衛生面などの観点からなかなか難しいのではないのかという声があります。またこれから、皆様方にお諮りをしていかなければならないのですが、メーカーが提案するものとしては、大型動物を処理する専用の焼却炉を施設内に併設をする。併設をし、焼却処理で発生した排ガスを現施設の設備に接続をいたしまして、処理をしていくという方法が考えられるとの提

案をいただいております。仮にその場合にどのぐらいの整備費が必要になるのか。コストがどのようになるのかというところまで、まだ把握をしておりませんので、そういうところも併せて考えていく必要があるかと考えております。

大きな質問の2点目、剪定枝を活用したバイオマスボイラーの整備を検討してはどうかというご質問であります。現在の基幹改良計画においては、運転時間を現在の16時間運転から24時間運転に変更することを想定しておるわけであります。そういたしますと、土曜、日曜も連続して運転をすることで、今まで毎日の運転開始時に使用しておりました、灯油ですとか、休日にくちへの温水供給に使用しておりましたボイラー用の灯油が必要無くなります。そういたしますと、現在使用しております燃料が、かなりの量が減っていくということが想定されるわけであります。この辺がどのぐらいの効果が出るのかというのも数値として、まだ私も把握をしておりませんので、そういったことも整理をして、お示しをしたいと思っております。その上ですが、議員のご指摘のとおり、バイオマスの活用というのは、現在の環境政策においても非常に有用であるといわれておりますし、我々も森林資源がたくさんあるのですが、こちらについても課題はあります。イニシャルコスト。いわゆる、バイオマスボイラーなり、もっというと発電なりというものの、初期投資の話。それを安定的、効率的に運用するための燃料である、例えば間伐材といったものを、どこまで安価に、安定して入れることができるのか。こういった課題もありますので、これらも併せてしっかりと示していければと思っていて、我々としても全く選択肢から外すということではなく、そういうことを見据えて考えていきたいと思っております。

○議長（中村裕一君） 3番 浜田泰友君。

○議員（浜田泰友君） ただいまお答えを、ありがとうございました。

まず一つ目の有害鳥獣の焼却設備整備についてですが、現在お答えのとおり、直接投入はなかなか難しいとのメーカーからの回答でありましたが、何らかの手立てというのは必要になってくると思いますので、そういったところをせっかくの施設整備でありますから、一緒に検討をしていただければと思っております。あまり検討の時間も無いのですが、その辺りは、しっかりと理事長、よろしく願います。

2点目の剪定枝を利用したバイオマスボイラーの件についてですが、理事長が言われたとおり、16時間から24時間運転になるということで、停止期間が無くなるということで、かなり灯油の使用料は削減されると思っはいるのですが、先日、先進地視察を廣

域圏議会の方でさせていただきましたところ、どこの自治体もごみの量が、元々の目算よりも減っているということで、炉の停止期間が発生しているという話を聞きました。ですので、現在のごみの量だと安定してできるかもしれませんが、将来的にどうなるのか分からないというところもありますので、実際に炉の停止期間が将来どうなるのかというの見据えながら、何らかの化石燃料を減らす取組みを併せて考えていただければと思います。

質問を終わります。

○議長（中村裕一君） 次に5番 中野得雄君。

○議員（中野得雄君） おはようございます。どなたもご苦労様です。

この度、新川広域圏議員となりまして、初めてなのですが質問をさせていただくこととなりました。通告に従いまして、質問に入る前に一言お話をさせていただきます。

皆さんご存知の方も多くおられると思いますが、私は前職、中途退職でしたが、新川広域圏事務組合の職員でありました。理事長もそうなのですが、今当局におられる広域圏の職員は一緒に働いた仲間であり、同僚でありました。そういう者がなぜここで質問をするのかとお思いの方もおられるかと思いますが、前回の全員協議会の方で、新川広域圏側と炉の施工予定者である業者の方から、プラントについての詳細な説明を受けたところでありました。議員の皆さんには、専門的な知識をお持ちの方もたくさんおられますので、ほとんどの方が理解をされたと思うのですが、聞いたこともない単語や横文字が出てきて、これはなんだとなっている方もおられるかと思いました。今回基幹改修ということで、何十年に1度。エコぽ～とは20何年たっています。何十年に1度、多額の予算を費やして行うにあたり、たまたま前職が新川広域圏であった私が広域圏議員になったということは、これから管理をしていく新川広域圏、またごみを排出する住民の皆さん。大変なお金をかけるわけですから、双方がウィンウィンになれるような、そういう施策を行うための一助となればという思いで、今回の質問をさせていただくことになりました。

それでは、前置きが長くなりましたが、質問をさせていただきます。

前回、全員協議会において、説明を受けたところでございますが、流動床ありきの説明ではなかなか、この高額な予算を執行するにあたり、理解を得るのが難しいのではないかと考えました。視察で勉強させていただいたストーカ炉も議論の対象に入れながら、さらには住民サービス、費用対効果、改修か新設かを協議するべきではないかと思ひ、

以下のことについて、質問いたします。

20年以上経過しているエコぼ〜とであります。通常であれば新設ということになるわけなのですが、現在あれくらいの規模の施設を新設するとなると200億円以上の金額がかかるわけでありまして、いきなり20年以上経過したこの施設を、大規模改修を行って直すということになった理由をまず伺います。

次に、焼却方式であります。当組合では先ほど言いました流動床方式であります。他には、ごみが階段型に落ちていく、ストーカ方式。また熔融炉などがあるかと思いますが、今般ストーカ方式に移行している中で、敢えて現行の流動床という方式を選んだ理由について伺います。

3番目に、焼却方式を思い切って変更して、分別をすることがない無分別で焼却できる方法を提案して、住民サービスの面で、お互いにもっと協議をしてはいかがなものかということについても伺います。

次に、基幹改修に関しては、大変高額な予算が必要とされると思います。そこで先の全員協議会の場でもありましたが、議員の中より、これだけ大きなお金を使うのであれば、住民に対するプラス1、プラス2のサービスがなければ、なかなかやるのが難しいのではないのかという意見もでました。そこで伺います。高額な予算を執行するにあたり、住民サービスプラス1のサービスを提案していただきたいが、これについていかがか伺います。

最後に、このビニプラの混焼が可能となった場合、全てエコぼ〜とで燃やせるようになったという場合、当然、宮沢清掃センターで行っているビニプラの処理がなくなるわけでありまして。そうなれば、当初やっていた粗大ごみの処理だけとなるわけでありまして、これを踏まえて伺います。仮に、分別がなくなった場合の費用対効果を示していただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上5項目について伺いますので、よろしく申し上げます。

以上であります。

○議長（中村裕一君） 理事長 村椿晃君。

○理事長（村椿 晃君） 中野議員のご質問にお答えいたします。

まず1点目。エコぼ〜との基幹改修に関するご質問でございますが、20年以上経過した施設を新設ではなく、基幹改良ということでやっていく理由はいかにというご質問であります。この基幹的設備改良事業につきましては、焼却施設等、多額の費用をかけて

建設されたものを、20年余りで廃止にするのではなくて、施設性能を維持しながら、延命化をしていこうとすることで、既存施設の有効利用を図りながら、少し長いインターバルで財政負担を軽減させるということを主目的にしておるわけであります。

また、その基幹改良によります、省エネルギー対策ですとか、排ガス量の低減によりまして、環境対策、地球温暖化対策にも寄与していこうというものであります。新設なのか、既存の施設の改良なのかという大きなテーマなのですが、現在、全国的に見ると、基本的には基幹的設備改良というもので、進めている例が多いわけであります。新設をする場合の考え方としては、現有の施設が耐震基準に適合をしていない古い施設である、市町村単独で行っていたものを広域合併で、新たに大きく処理をしていくという事例。このような場合を除いては、年数によりますが、だいたい20年ぐらいですと、現有のものを延命化して、使っていこうという形が主流になっているわけであります。それで、今般の我々の地域の基幹改良という取組みについても、ある程度こういった流れをベースにして、調査をするというのが現状であります。

それで、今年度実施をしております、長寿命化総合計画作成業務委託の中では、先ほどの提案理由でもお話をしたのですが、仮に新設した場合の建設費やランニングコストの比較も示して、だからこうなのだということを住民の皆様にも分かりやすくお示しできるようにしていきたいと思っております。

それから、2点目の焼却方式の話であります。現在の我々の設備は流動床という焼却方式をとっております、同じような1,000度以下ぐらいでごみを燃やしていく方法としては、ストーカ式ということで、大きな受入れ口にごみを一挙に入れて、それを順番にスライドしながら燃やすというもの。我々の流動床は、ある程度の大きさのものを順次投入していくもの。この方式は厄介なことに、どちらも基幹改良で自由に選択できるというものになっておりません。仮にストーカ式というものに替えた場合は既存の施設の改修ではなく、新設という扱いになってしまうわけであります。これが一つ大きなハードルといたしますか、課題でありまして、そういったことから、現在の流動床をさらに効率的に整備をできないのかということで計画をしているというのが、現状であります。

3点目の話なのですが、今ほど言っていたような事情があるわけですが、焼却方式を変更して少しでも住民の皆さんの利便性、サービスアップにつながるようなことを考えたらどうなのかというご質問で、もっともであると思うのですが、分別をするのかしな

いのかという観点からいきますと、無分別ということでビニール・プラスチック類の焼却を行うとなりますと、現在ビニプラ類を焼却していない理由なのですが、先ほど申し上げました焼却方式の違いによるものではありません。現在の施設を建設するときに、ビニプラ類を分けて燃焼させるんだよという前提の基に発熱カロリーを計算して、炉内の耐火をやっていったというのがベースです。ですから、流動床だからできないというわけではなく、元々そういう熱量で計算をしているわけですから、投入できない。ビニプラ類を入れてしまいますと、一気に高熱に上がりまして、炉内が損傷するためできないというのが現状の理由であります。

そこで、今回の基幹改良工事では、ビニプラ類も併せて燃やすことができるような対策をやっていきたいということで、今いろいろ検討をしているところですので、検討状況をまたご説明をしていきたいと思っております。

さらに現在、国の方では、プラスチック製の容器包装とは別に、プラスチック使用製品廃棄物。廃プラですね。これについても、再資源化の取組みを促進しておられます。今後、こういった取り組み状況も併せて考えながら、ビニプラ類の取扱いについても検討をしまして、議員の皆様にも、状況をご説明して協議をさせていただきたいと思っております。

4点目の話であります。大きなお金をかけてやっていくので、プラス1・2の市町民サービスを提案してくれということでもあります。先にもお話をさせていただいておりますけれども、この基幹改良によりまして、省エネ対策ですとか、排ガス量の低減等、もちろん環境面での効果はあるわけでありまして、ただ、それはある意味当たり前といえば、当たり前でありまして、基幹改良に伴いまして、焼却炉の数が3炉から2炉に減炉いたしますので、当然ながらランニングコストも軽減をするということがあります。これは広域圏の運営という面ではメリットになります。さらに、ビニプラ類の焼却につきましては、先の質問にお答えしたとおり、新たに設ける破砕機で細かくしながら、これらについても併せて燃やしていくということが、できるようになればということで計画をしておりますし、この破砕機を設置することの効果の一つとしては、住民の皆さんがステーションに出すごみの大きさが従来よりも、少し大きなものでも出せるようになると思いますか、そういった効果も期待をしておるわけでありまして、何らかのサービスアップということにつながるような、施設整備を進めていきたいと思っております。

もっと言いますと、ちょうど1年ぐらい前、令和4年2月の全員協議会になるのです

が、そこでご説明をしてご協議をいただいたわけなのですが、ごみ発電の話であります。2月の時に議論をし、このくらいのイニシャルコストになるので、ランニングコスト的には赤字になってしまうよという話もしながらご説明をいたしました。その時の話としては、設置費が高くかかり、さらに多額の維持費がかかるので導入のメリットがなかなか見いだせないということで、消極的な考え方を示していたところでもあります。今、ご存知のとおり、電気料が相当上がってきていますので、売電単価にも跳ね返ってくる。そういった意味で、本当に前回示したことと変わらないのか。あるいは、少しでも状況が改善し、可能性があるのかということも併せて、今検討をしております。ただ、専門業者にも聞いたのですが、既設の基幹改良で発電設備を設置した場合には、投入する金額に対して得られる発電量があまり大きくない。新設の場合だとかなり効率的に発電できるので大きいのですが、施設の改良の場合は得られる電気料が少ないものですから、そこが課題であります。

先ほど、中野議員がおっしゃいましたけれども、新設であれば焼却方式も変えて、発電という可能性も出てくるのですが、そうしますと現在我々が想定している事業費の数倍かかる話になりますので、これが果たして現実的かという話も併せて皆さんにお示ししなければならないということになります。ですから、課題はいくつもあるのですが、しっかりとその課題のポイントを分かりやすくご説明して、皆さんのご理解や納得を得られるような整備計画を考えていきたいと思っておる次第であります。

最後の5点目になりますが、仮にビニプラを混焼できるようになった場合の、費用対効果はどうなのかというご質問であります。現在、不燃ごみとして宮沢清掃センターで処理をしておりますビニール・プラスチック類。このごみを可燃ごみとして処理した場合。現在かかっております、減容物の処理委託料が約1億円。施設までの搬送料などが約1,300万円あるわけであります。基本的にこれらの経費がかからなくなります。電気料につきましても、ビニール・プラスチックの処理がなくなりまして、全て粗大ごみとなるわけであります。一方で、可燃ごみとしての処理費用が少しかかって参りますが、相当のコスト減のメリットは出てくるというように見込んでおるところでございます。

以上でございます。

○議長（中村裕一君） 5番 中野得雄君。

○議員（中野得雄君） 丁寧な説明をどうもありがとうございました。

1から5番までお伺いした中ですね、やはり今の国のやり方では、仕組みから全部

変えてしまうというのは、環境アセスとかの問題もありますから、時間もかかるという不具合もあります。私の方で、少し知っているプラントメーカーさん何社かにお聞きしたところによると、既設のエコぽ～には、スペース的にストーカ方式が入らないと。既設の流動床を使っていくしかないのではないですかという説明も受けたところでもあります。縦型のストーカ方式もあるのですが、これについては容量が小さすぎるので、新川広域圏の焼却量を考えると、この流動床をそのまま設置するのが一番良いだろうという答えもいただいたところでございます。そうなると、理事長が言われたとおり、初めは計画していなかったものを十何年たってからまたやるわけですから、それなりにプラントの技術もかなり上がってきていると思うので、住民サービスが少しでも良くなるように、1回1回丁寧な説明をいただいて、流動床ということを中心に考えて、勉強させていただきたいと思います。宮沢清掃センターでビニール・プラスチックの処理をやらなくなれば、毎年1億数千万円の経費が節減できるという机上の計算はでてくると、今おっしゃいましたが、やはり発電もできない。その収益が見込めないとすれば、どこを削減すれば歳出が減るのかということも協議していただければなと思うところでもあります。

私の質問はこれで終わります。どうもありがとうございました。

○議長（中村裕一君） 以上で、通告を受けておりました質問、質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村裕一君） 質疑なしと認めます。

これをもちまして、組合事務一般並びに提出案件に対する質問、質疑を終了いたします。

「議案第12号について」

○議長（中村裕一君） 日程第8 議案第12号について、議題といたします。加藤好進君は退席願います。

（12番 加藤好進君 退場）

○議長（中村裕一君） 本件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村裕一君） ご異議なしと認め、採決いたします。

新川広域圏事務組合監査委員に、朝日町宮崎1234番地 加藤好進君を選任することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村裕一君） ご異議なしと認めます。よって、議案第12号は、同意することに決しました。

（12番 加藤好進君 入場）

「議案の常任委員会付託」

○議長（中村裕一君） ただいま議題となっております議案第10号及び議案第11号について、総務広域常任委員会に審査を付託いたします。

この際、委員会審査のため暫時休憩いたします。

午前10時50分 休憩

午前11時15分 再開

「各常任委員会委員長報告」

○議長（中村裕一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第10号及び議案第11号を議題とし、総務広域常任委員会委員長からの報告を求めます。

総務広域常任委員会委員長 松澤孝浩君。

○総務広域常任委員会委員長（松澤孝浩君） 総務広域常任委員会委員長の松澤より、審査結果をご報告申し上げます。

本定例会において、当委員会に審査付託された案件は議案第10号及び議案第11号であります。委員会を開催し慎重に審査をいたしましたところ、議案第10号について、全会一致で原案のとおり可決。議案第11号についても全会一致で原案のとおり可決することに決定したところであります。審査の過程で出された意見について若干触れたいと思います。

まず、今回の大きな補正の内容につきましては、電気料の単価上昇により、光熱費が約4,400万円増加したということであり、現在のエネルギー状況を見ますと、化石燃

料等の欠落により、発電量が非常に逼迫した状況であることは皆さんもご存知のとおりでございます。その中で安定した、電気料をなんとか確保するためには、上昇分が電気料金に反映されることは理解するものであります。しかしながら、来年4月から、二十数%上がるということが想定されます。当然、電気料の高騰はどの施設においても、施設管理上大きな問題となってくることは避けて通れません。また、先ほど一般質問等もあつたとおり、エコぼ〜とで発電することを考えてはどうかということ令和2年から検討して参りました。理事長からご答弁があつたとおり、費用対効果が合わないという見解もありましたが、費用対効果が現状ではどうなるのかを検討していきたいという答弁もいただきました。やはり、それぞれの地域でエネルギーを確保するというのは、どこでも再生可能エネルギー等が、当然コストがかかってもよいからこれをしなければいけないというのが、国においても自治体においても、この逼迫した状況をなんとか打破するための努力として、再度検討していただきたいというように思います。

次に宮沢清掃センターのごみ破砕機の軸の交換であります。当然のことながら、ライフラインを支える広域圏のサービスであります。故障等が生じれば大変住民の皆さんに迷惑をかけたりますことも多々危惧されるわけですが、その中で、施設管理上、点検等も行いながら、いかに壊れる前に修繕をする方法も検討をしていただきたいと思っております。

次に指定ごみ袋についてであります。全員協議会の時でも、黒部市の柳田議員も仰つたとおり、私も過去にごみ袋について質問を行いました。その際に、二十数品目があつたごみ袋を13品目に代えたり、その間に外国語表記をしたり、いろいろな努力を当局がしてこられたことは高く評価するものであります。今言われたような内容については、私も破れやすいというように認識をしております。その中で、ごみ袋の質を上げることにより、ごみステーションの衛生管理も非常に良くなると理解しております。そういう意味で、再度、このごみ袋の形状について、また品質についても十分広域圏で検討をしていただきたいと思っております。

最後にクリーンぼ〜との受入自動扉の修繕についてであります。先の広域圏の視察で、燕三条に行ったときに、一般廃棄物の処理場の扉が倒れ、人身事故が発生し、職員が亡くなられたという話も聞きました。どの施設においても、当然、職員や働いている人の環境を十分に配慮しながら、先ほどもありましたようにリチウムイオン電池やガスボンベ等にもありますが、職員を守る。働いている人を守るということを再認識されながら、

その対応に万全を期していただきたいというように思います。

これ以上は長くなりますので、これで委員長報告を終わります。

「質 疑」

○議長（中村裕一君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村裕一君） 質疑なしと認めます。

これをもちまして、質疑を終わります。

「討 論」

○議長（中村裕一君） これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村裕一君） 討論がないようですから、討論を終わります。

「採 決」

○議長（中村裕一君） これより採決を行います。

はじめに、議案第10号について、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものであります。

お諮りいたします。

議案第10号について、委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村裕一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号について、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものであります。

お諮りいたします。

議案第11号について、委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村裕一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号は 原案のとおり可決されました。

「議会運営委員会及び総務広域常任委員会の閉会中の継続審査」

○議長（中村裕一君） 日程第10 議会運営委員会及び総務広域常任委員会の閉会中の継続審査について議題といたします。

議会運営委員会委員長及び総務広域常任委員会委員長から、会議規則第104条の規定により、お手元に配布いたしました申出一覧のとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長及び総務広域常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村裕一君） ご異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり決定いたしました。

以上で日程は全て終了し、本定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。議員各位、理事者の皆様並びに報道関係者には誠意をもってご協力いただきましたことに対し、本席から厚くお礼を申し上げます。

これをもちまして、令和4年新川広域圏事務組合議会12月定例会を閉会いたします。

午前11時23分 閉会

以上の会議の次第を記録し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年12月26日

新川広域圏事務組合議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員